

令和 7 年 12 月 22 日

大鹿村長 熊谷英俊 様

## 大鹿村農業施策等に関する意見書

大鹿村農業委員会

会長 森下敏彦

日頃から、当農業委員会への格別なご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足、遊休農地の増加、近年発生する豪雨災害などの気象災害の頻発化、さらにはコロナ禍がもたらした消費形態の変化や国際情勢の急激な変化に伴う農業資材価格高騰など、農業者にとって厳しい状況が続いています。

このような状況の中、国は農業経営基盤強化促進法を改正し、人・農地プランは地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画）として法定化され、農業の諸問題解決に向けて活動が展開されているところです。

当委員会では、この地域計画のブラッシュアップに向けて、農業者との意見交換会を実施したところ、農業者から様々な意見や要望が寄せられました。また、農業者との意見交換会を通じ得た、地域農業の実情や農地利用の内容を踏まえ、検討を重ねた結果、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施し、より一層の大鹿村の農業振興を図るため、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、次のとおり意見書として提出いたします。要望内容の施策立案・実施や関係予算の確保等についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

## 【1 農業用井水について】

村農業において稻作は主要作物であり、また、水の確保は農業のどの分野においても死活問題である。当村は、地理的条件から河川から取水している農業用井水が多いが、近年ゲリラ豪雨など気象災害による河川の急激な増水やそれに伴う川の流れの変化など、取水に支障をきたす事態は頻発化しており、井水組合等管理する農業者にとって大きな負担となっている。また、農地の集積・集約化が進む一方、農業者数は減少の一途をたどり、個人負担は増加している現状にある。

このような状況の中、最優先で守っていかなければならない農地であり、協議の場を設け農地利用の方向性も整っている地域計画策定区域内農地は、優先的に支援等を行っていく必要がある。

については、「地域計画策定区域内に設置される井水更新等に要する事業費の受益者負担割合は 100 分の 1 にする」などといった積極的な支援策を講じられたい。

また、地域計画区域内の主な井水の現状として、堂垣外井水については、形状の違う管が敷設されていることによる管理手間、直近では平成 30 年度・令和 2、3、5 年度の豪雨災害の被害などを受けており、全線にわたり老朽化が著しい。

下島井水については、塩川床固工により頭首工の更新は行われたものの、河川増水に伴う土砂流入により取水することができなくなる現状や巻き上げ式ゲートから下島地区農地までの間の井水は、土手に囲まれて常に土砂が流入する状態にある。

これらについて、今後の展望を見据え、早急な対応をされたい。

## 【2 農業経営安定・効率化支援事業について】

令和 7 年 4 月より創設された当事業は、村農業振興施策に欠かせない大変重要な事業であると当委員会としても認識・確信しているところである。しかしながら、物価高の高止まりの影響は大きく、条件不利地である当村の農業経営はひっ迫した状況にある。また、販売・出荷方法は多様化しており、このような面についても考慮する必要がある。

については、事業拡充について次のとおり対応されたい。

## ①経営支援事業

認定農業者・基本構想水準到達者枠の現行制度、「2分の1補助・上限50万円（推奨品目：100万円）」を、「3分の2補助・上限150万円（推奨品目：300万円）」とし、対象事業費に、「輸送費」・「家畜導入費」を追加すること。

認定農業者・基本構想水準到達者以外の農家枠については、「経営規模を拡大した場合」などといった条件を付け加えたうえで認定農業者・基本構想水準到達者枠に準じた内容で拡充すること。

## ②地産地消促進事業

地産地消活動支援枠の現行制度、「支給額5万円」を、「支給額10万円」とすること。

# 【3 水田農業支援事業について】

昨年来の米不足と米の小売価格高騰いわゆる、「令和の米騒動」は国民生活に大きな影響を及ぼしており、国民の国産食料安定供給への不安はかつてないほどに高まっている。また、米価格は以前の水準に近づいたものの、需要・需給を見通すのは容易ではなく、価格変動（下落）は起きやすい状況で、さらには、収入保険では対応できない生産費の高止まりによる所得減少も危惧されている。このような状況下ではあるが、村農業の主要作物は稻作であり、ひいては農村景観に大きく関与している。

については、引き続き村農業振興及び農村環境向上に資するため、事業拡充について次のとおり対応されたい。

## ①水田農業経営支援助成金

村に住所を有する者に対し現行制度の、「7,500円/10㌶」を、「10,000円/10㌶」とすること。

## ②農地流動化助成金

村に住所を有する者に対し現行制度の、「10,000円/10㌶」を、「13,000円/10㌶」とすること。

#### 【4 特産農産物振興事業について】

村の特産農産物には、大鹿唐辛子や平成中尾早生大豆（以下、中尾早生。）があるが、これらについては今後も村として大切な、「大鹿ブランド」として引き続き振興を図っていかなければならない農産物である。

大鹿唐辛子については、生産者や出荷量は減少傾向にあるものの、大手メーカーとの取引きや買取価格上昇のほか、農閑期の出荷が可能といった利点もあり、現在のところ生産は安定している。

一方、中尾早生については、耕作者の高齢化・減少、販路先・買取価格、近年の高温化が影響しているとされる収穫量の減少など多くの課題が浮き彫りとなっている。また、中尾早生を使用したお墨付き商品・加工品は多数存在しており、農業以外の面からも様々なところで影響を及ぼすことが予想される。

については、「伝統野菜等の農産物の振興・ブランド化」が第五次振興計画に位置づけされていることからも大豆価格安定事業の拡充、買取価格上昇に向けた支援、販路先や利用方法の研究など、耕作者の意欲喚起を図るとともに中尾早生の安定した生産・供給に結び付く対策を講じられたい。